

2月臨時会に提案された 議案などの議決状況

1月28日に行われた町長選挙を受けて、石川町長の初登壇となる第1回臨時会が、2月20日に開催されました。提案された議案とその議決状況は次のとおりです。



ローカル・マニフェストにあげた「町長給料、期末手当の20%カット」をさっそく提案



条例の改正

件名	概要	議決結果
特別職の職員で常勤のもの の給与及び旅費に関する条例 及び教育長の給与、勤務時間 その他の勤務条件に関する条例	平成19年2月から平成23年1月までの間、三役の給料及び期末手当の額を、町長20%、助役（現在の副町長）10%、教育長10%カットする。	可決 (全員賛成)
職員の旅費支給条例	市町村合併により「みやま市」が誕生したため、旅行雑費を支給していない旧瀬高町を含めた「みやま市」を旅行雑費を支給しない地域とする。	可決 (全員賛成)



平成18年度補正予算

件名	補正額	補正後の総額	主な内容	議決結果
一般会計 (第9号)	616万1千円	46億7312万8千円	歳入 ・国県合併処理浄化槽設置事業費補助金346万円の増額 歳出 ・合併処理浄化槽設置補助金519万円の増額 * <u>専決処分</u> を行う。	承認 (全員賛成)
水道事業 会計(第4号)			水道事業公営企業会計システムを導入するため、* <u>債務負担行為</u> により平成19年度から5年間のリース契約を行う。限度額は530万円。 * <u>専決処分</u> を行う。	承認 (全員賛成)
水道事業 会計(第5号)			水道事業公営企業会計システム導入委託料の費目更正 * <u>専決処分</u> を行う。	承認 (全員賛成)

- * **専決処分**……法律上、町長が与えられた権限により、議会の議決を得ないで執行すること。処分後、初めて開かれる会議に報告して、承認を得なければならない。
- * **債務負担行為**…将来にわたる地方公共団体の債務を負担する行為をいう。その行為をすることができる事項、期間、限度額を定めて、予算の内容のひとつとして議会に提案しなければならない。